

事 務 連 絡
平成21年10月26日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局
高齢者医療課

平成22年度及び平成23年度における保険料率の試算について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）におかれましては、平成22年度及び平成23年度の保険料率（以下「新保険料率」という。）の試算作業を進めているものと承知しておりますが、平成22年度及び平成23年度の保険料については、全国ベースで平成20年度及び平成21年度に比べ、

- ・ 一人当たり医療給付費の伸びにより約3.2%
- ・ 後期高齢者負担率の上昇により約2.6%
- ・ 平成20年度及び平成21年度における医療給付費の算定期間が23ヶ月であったことにより約4.3%

といった要因により、約10.4%増加することが見込まれるところです。

また、平成21年度の被保険者の所得は、平成20年度に比べ減少しており、平成22年度及び平成23年度の被保険者の所得の見込み方によっては、更に所得割額が増加することとなります。

厚生労働省においては、こうした保険料の増加を一定程度抑制するため、現在、下記1の対応について検討等を行っているところであり、各広域連合におかれては、これを踏まえ、下記2及び3のとおり新保険料率の試算作業を進めていただくとともに、その結果を報告していただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 平成22年度及び平成23年度の保険料の増加に対する対応

(1) 平成20年度及び平成21年度の財政収支に係る剰余金の活用について

各広域連合における平成20年度及び平成21年度の保険料率は、平成20年度及び平成21年度における医療給付費等の見込額を基に算定しているが、平成20年度の医療給付費の実績額が見込額を下回ったこと等から、平成20年度における各広域連合の財政収支に剰余が生じており、平成21年度までの財政運営期間を通じても剰余が生じることが見込まれるところである。

財政運営期間を通じて生じた剰余金については、次期財政運営期間における収入として繰り入れるべきものであり、各広域連合においては、財政安定化基金からの交付及び

貸付の活用が可能であることも念頭に置き、今後の医療給付費の動向を精査した上で平成20年度及び平成21年度において生じると見込まれる剰余金について、その全額を新保険料率の算定に係る収入として計上することにより、賦課総額の増加を抑制していただきたい。

(2) 国庫補助金の交付の検討について

厚生労働省においては、高齢化率の上昇に比例して後期高齢者の保険料負担が増加することを一定程度是正するため、後期高齢者負担率の上昇による保険料の増加分について国庫補助を行うことを検討しており、今後、年末までに結論を得ることとしている。

(3) 都道府県及び市区町村からの財源繰入について

(2)のとおり、厚生労働省においては国庫補助の追加投入について検討しているが、こうした状況も踏まえ、都道府県及び市区町村からの財源繰入について、少なくとも平成20年度及び平成21年度と同程度以上を確保することができるよう、都道府県及び市区町村との間で十分な検討・調整を行っていただきたい。

2 新保険料率の試算

(1) 新保険料率の試算方法について

各広域連合における新保険料率の試算については、以下の(ア)から(ウ)までのケースについて、それぞれ行っていただきたい。

なお、平成21年9月4日付事務連絡「平成22年度及び平成23年度の保険料率の算定に係る数値等について」(以下「新保険料率試算事務連絡」という。)において提示した新保険料率の算定に係る数値に加え、以下の数値をお示しするので、参考としていただきたい。(8月概算要求時における数値であり、今後、12月末に改めて直近の見込値を提示する予定。)

	新保険料率試算事務連絡において提示した各種伸び率		(参考)平成20年度の医療給付費の算定期間を12ヶ月に換算した場合の各種伸び率	
	22年度 (対20年度)	23年度 (対20年度)	22年度 (対20年度)	23年度 (対20年度)
被保険者数	7.6%	11.7%	7.6%	11.7%
被保険者一人当たり医療費	12.5%	14.3%	2.9%	4.5%
医療給付費	21.1%	28.0%	10.7%	17.0%
被保険者一人当たり医療給付費	12.8%	14.6%	3.1%	4.8%

(ア) 剰余金の活用等を加味しない方法による試算

新保険料率試算事務連絡においてお示した「賦課総額の算出方法の概要」に沿った試算を行うこと。

なお、当該試算においては、上記1の(1)及び(2)を加味しないものとし、上記1の(3)における財源繰入額については、現時点で見込まれる額を計上するものとする。

(イ) 剰余金の活用を加味した方法による試算

上記(ア)に、上記1の(1)の剰余金を収入として計上した場合の試算を行うこと。

なお、計上する剰余金の額は、上記1の(1)の考え方に立ち、当該生じると見込まれる剰余金の全額とする。

※ 厚生労働省においては、平成21年3月から5月診療分の実績を踏まえた平成20年度に対する平成21年度の被保険者一人当たりの医療費の伸び率は、全国ベースで約3.0%と見込んでおり、これを参考に、平成21年度における剰余金の額を見込んでいただきたい。

(ウ) 各広域連合における剰余金の活用及び国庫補助金の交付を加味した方法による試算
上記(イ)に、上記1の(2)に係る国庫補助金を収入として計上した場合の試算を行うこと。

なお、計上する国庫補助金の額は、各広域連合の平成20年度及び平成21年度の確定賦課時における決定保険料額の合計額に2.6%を乗じた額とする。

(2) 被保険者の所得の見込額について

各広域連合における平成20年度に対する平成21年度の被保険者の所得については、全国ベースで、給与所得は約1.1%、年金所得は約3.9%増加している一方、その他の所得(株式の配当所得や事業所得等)は約9.7%減少している。

こうした株式の配当所得や事業所得等については、今後の動向が不明確であるため、原則として平成21年度と同水準と見込むこととし、給与所得や年金所得については、被保険者数の伸びや過去の実績等をもとに試算を行っていただきたい。

3 試算結果の報告

上記2による試算の結果について、以下のとおり報告していただきたい。

なお、各広域連合からの報告に基づき、平成20年度及び平成21年度に対する平成22年度及び平成23年度における保険料の増減の見込について、公表することもあり得ることを申し添える。

(1) 報告内容

① 上記2の(ア)による試算結果

別紙「賦課総額報告シート」中の「①平成22・23年度保険料賦課総額(剰余金等未計上版)」及び標準システムから出力される「保険料試算結果(剰余金等未計上版)」を提出。

② 上記2の(イ)による試算結果

別紙「賦課総額報告シート」中の「②平成22・23年度保険料賦課総額(剰余金計上版)」及び標準システムから出力される「保険料試算結果(剰余金計上版)」を提出。

③ 上記2の(ウ)による試算結果

別紙「賦課総額報告シート」中の「③平成22・23年度保険料賦課総額(剰余

金・国庫補助金計上版)」及び標準システムから出力される「保険料試算結果（剰余金・国庫補助金計上版）」を提出。

④ 医療給付費の見込額

各広域連合において見込んでいる各年度の医療給付費について、別紙「医療給付費の見込額報告書」により報告。

なお、厚生労働省が示した伸び率と異なる伸び率を見込んでいる場合においては、その理由についても記載すること。

(2) 報告期限

平成21年11月10日（火）